

中野区立第七中学校 生活のきまり

1 校章の由来

校章は、7枚の羽は飛翔を表し、中央のかがり火は情熱を表し、火は平和と若人の意気を示しています。

「7つの羽をもって若人が大空に希望の光を求めてはばたく」という意味を表しています。

本校の教育目標

1. すすんで学ぶ人になろう
2. 心ゆたかな人になろう
3. 社会につくす人になろう

2 登下校について

- 駆け込み登校ではなく8時20分までの登校を目指しましょう。8時25分には自席について静かに読書を始めましょう。チャイムの鳴り始めには整列/着席完了（朝礼時、荷物はクラス後ろのロッカー上に置いてから整列）また、静かに始業のチャイムを聞いて授業に臨むようにしましょう。
- 生徒は、正門から出入りし、他の門は使いません。
- 日直時は8：10までに職員室へ行き、挨拶をしてから自クラスの日直日誌と出席簿を取ります。連絡黒板内容を日直日誌に記し、自クラスの配布棚から配布物を持って教室に行きます。
- 他の教室には、許可なく立ち入ったり、使用したりしません。
- 3月～10月は18時30分、11月～2月は18時完全下校となります。先生の許可なしに無断で校内に残ることはできません。部活動、委員会等の放課後活動終了後は速やかに下校します。下校後は標準服や体育着を着用のままでは校外を行動しません。塾等であっても標準服や体育着を着用のままでは自転車に乗ってはいけません。
- 原則、金銭は持って来ません。やむを得ない事情があり、金銭を持ってくる場合には、登校後すぐに職員室に持って来て、担任の先生に預けます。

3 服装・身だしなみについて

夏服の正装：Ⅰ型…白いワイシャツ、学校指定の長ズボン、学校指定のベストも着用可

ワンポイントまでの白いハイソックス（くるぶしは不可）、華美でない黒茶等のベルト

Ⅱ型…白いブラウス、リボン（任意）、学校指定のスカート、学校指定のベストも着用可、ワンポイントまでの紺のハイソックス

冬服の正装：Ⅰ型…学校指定の標準服とズボン Ⅱ型…学校指定のブレザーとスカート

*ブレザーの中は、半袖シャツ、ベストも着用可。

*男女ともに、黒、白、紺、灰の単色セーターは着用可。

⇒校舎内（職員室入出時も含む）では、セーターやワイシャツのみで過ごすことが可。

*登下校時においては、冬服期間はブレザー着用。（セーターでの登下校は不可）

*ブレザーや防寒着等は教室に置きっぱなしになりがちである。私物は各自、管理に気を付ける。

スカートの丈は、膝がしらが隠れる程度と定める。

- 式典時は正装とする。式典とは、始業式、入学式、終業式、合唱コンクール、卒業式、離任式等を指す。

式典時は冬服期間であってもセーターの着用は不可、女子は髪を束ねる、男子は髪が耳や目、襟に被らないようなさっぱりしたものとし、男女ともに身だしなみを整える。

- インナーについて→平常時は白、黒、紺など華美でないもの。

部活動着やTシャツではなく、インナー（下着）を着用。

夏服着用時の式典においては、白やベージュ等透けない色が基本とする。

- Ⅱ型の黒タイツの着用可。＊スラックスでも併用は可。
- 靴下は暑さ対策で時期によってはⅠ型、Ⅱ型ともに短いものも可とする。色はⅠ型の平常時と同様とする。
- 袖まくりは、個人的な体温調整として可とする。但し、きれいにまくる。ボタンは留めること。
- 防寒目的として、黒タイツは着用可。
- 鞆は中学生らしいもの・華美でないものを使用する。上履きも含めて、靴のかかとは踏まない。
- 体育着を着用している際は、常にシャツをハーフパンツ、ジャージの中へ入れる。
※授業外であっても、教室に入って着替えるまでの校内等において同様とする。
放課後の活動等（係の活動や部活動）においても、同様とする。（部活動の特別対応は×）
- 冬は防寒用小物については、ネックウォーマーは可。耳あてやニット帽子、幅の広いストール等は不可とする。
- 髪型については、ツーブロック、ライン等も過度なものは不可とし、整髪料の使用も不可とする。（「社会人として、面接に行く際に適切か否か」を基準とする。髪の毛が長い場合には、過度な編み込み、耳より高い位置でのお団子などは原則不可とし、原則結わえることとする。普通礼の後に髪の毛を掻き上げ直すことがないことを基本とする。また、眉毛も原則、いじらない。

4、校内の過ごし方について

- 廊下、階段は右側通行とし、校舎内では走りません。
- 窓や机、ロッカーに座ったり、腰をかけたりはしません。
- 万が一、校内の物を破損してしまった時は、すぐに先生に連絡し、必要に応じて破損届を提出します。
- けがをしたり、気分が悪くなったりした時は、担任または教科担当の先生に連絡し、保健室に行く場合は保健給食委員が付き添って保健室へ行く。保健室の休養は原則1時間になります。
- エアコンの使用開始時期は、その都度生活指導部から発信されます。担任や担当の教員の指示のもと学級委員または生活整美委員が管理を行います。
- 給食時は12:45までに係当番以外の生徒は自席に座り（配膳のヘルプは別）、遅くとも12:55までには『いただきます』をします。時間内に食べることを、残さず食べることを心がけましょう。
- 15:25に6時間目が終了し、15:35までの10分間で終学活を行います。15:35からは清掃を行い、15:50までに清掃を終わらせ下校します。放課後の活動は、当番、係や委員会の仕事を終えてから行います。
- ロッカーに置いてある物は、各自が責任をもって管理します。
長期休業中においては、校舎内に私物を置かず、面談や部活動においても各自で活動場所に持参して管理します。
- 明るく、楽しい学校生活を送るためには、まず事故のない安全な校内生活を心がけることが大切です。常に的確な判断と安全な行動に努めていくことが大切です。

5、生徒会規約総則について

- ・生徒会の中野区立第七中学校生徒会という。
- ・この会は本校生徒全員で構成される。
- ・この会は本校の先生方の指導により、全員が自治活動をとおしてお互いに高め合い、個性を伸ばしながら、規律と秩序のある校風をつくることを目的とする。

生徒総会

- | | |
|-------|--|
| 役員会 | 役員は別に定める選挙規定により選出する。 |
| 中央委員会 | 中央委員会は生徒総会につく議決機関であり、次の委員によって構成する。 |
| 学級委員会 | 各学年別の学級委員によって構成され、学年内の諸問題の協議と、学年の相互の連絡調整を行う。 |
| 専門委員会 | 生活整美委員会、保健給食委員会、体育委員会、図書委員会、広報委員会 |
| 学級会 | 中央委員会に学級会の意見を反映させるとともに、生徒会の活動を学級会で積極的にすすめる。 |